

経済産業省

20120919 商第 12 号

ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

経済産業大臣 枝野 幸男

ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準

ガス保安功労者に対する経済産業大臣表彰の選考に当たっては、ガス保安功労者経済産業大臣表彰実施要領（平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商第 12 号）に基づき、1. の被表彰者選考評価基準（別紙）により各部門別に審査し、上申書、推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰者を選考すること。

記

1. 被表彰者選考評価基準 （別紙）

2. 審査選考

別紙の被表彰者選考評価基準の各項目について審査し、次の評点に該当する者について、その者の推薦書、推薦事由書、調査書等を勘案の上、被表彰者を決定する。

ただし、具体的な審査については、商務流通保安審議官が定めるところにより行う。

（表彰対象区分）

（評点）

（1）工場等の部

112 点以上

（2）ガス工事業者の営業所の部

77 点以上

（3）個人の部

ス主任技術者

86 点以上

①ガ

②ガス保安関係永年勤続者	74点以上
③災害等非常の場合のガス保安功労者	—
④ガス主任技術者及びガス保安関係永年勤続者以外の者	
イ．個人の部（実施要領③－ニ－a）	121点以上
ロ．個人の部（実施要領③－ニ－b）	70点以上
(4) 団体の部	
①経年管対策	70点以上
②経年管対策以外	
イ．災害等非常の場合	—
ロ．イ以外の場合	70点以上

[評点の算定について]

- (1) 工場等の部
全項目A評価の70%とする。
 $160点 \times 0.7 = 112点$
- (2) ガス工事業者の営業所の部
全項目A評価の70%とする。
 $110点 \times 0.7 = 77点$
- (3) 個人の部
- ①ガス主任技術者
経験年数を除く8項目A評価の70%に経験年数10年を加算する。
 $(80点 \times 0.7) + (10年 \times 3点) = 86点$
- ②ガス保安関係永年勤続者
経験年数を除く7項目A評価の70%に経験年数25年を加算する。
 $(70点 \times 0.7) + (25年 \times 1点) = 74点$
- ③災害等非常の場合のガス保安功労者
ケースに応じて適宜評価する。
- ④ガス主任技術者及びガス保安関係永年勤続者以外の者
- イ．個人の部（実施要領③－ニ－a）
経験年数を除く7項目A評価の70%に経験年数10年を加算する。
 $(130点 \times 0.7) + (10年 \times 3点) = 121点$
- ロ．個人の部（実施要領③－ニ－b）
全項目A評価の70%とする。
 $100点 \times 0.7 = 70点$
- (4) 団体の部
- ①経年管対策
全項目A評価の70%とする。
 $100点 \times 0.7 = 70点$

②経年管対策以外

イ. 災害等非常の場合

ケースに応じて適宜評価する。

ロ. イ以外の場合

全項目A評価の70%とする。

$100 \text{点} \times 0.7 = 70 \text{点}$

附 則

- 1 この基準は平成24年9月19日から施行する。
- 2 ガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準（内規）（平成17・05・20原第30号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前にガス保安功労者経済産業大臣表彰選考基準（内規）（平成17・05・20原第30号）の規定により表彰の推薦、審査又は決定を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

ガス保安功労者経済産業大臣表彰被表彰者選考評価基準

(注意)

下記においてアルファベット表示のみの評点について共通とする。

評 点			
A=10	B=5	C=3	D=0

1. 工場等の部

(1) ガス保安関係法令の遵守状況

- イ. ガス保安関係法令等の整備、活用状況 A B C D
- ロ. 関係官庁に対する許認可、報告、届出等の手続の状況 A B C D
- ハ. ガス保安関係法令の技術上の基準に適合したガス工作物が設置、使用されているかどうかの状況 A B C D

(2) 事故の発生状況

規則第112条第1項の規定による報告すべき事故（当該ガス事業者等の責任によらないものは除く。）が5年間を超えて発生していないもので、その超える年数

5年を越える1年につき3点。30点を上限とする。

(3) 事故の予防及び復旧対策

- イ. 災害その他非常の場合の組織規程の有無 A B C
- ロ. 復旧、防災訓練の実施状況 A B C D

(4) 保守運営体制

- イ. ガス主任技術者の選任状況 A B C
- ロ. 保安規程に「保安統括（管理）者」、「保安主任者（ガス主任技術者若しくはその職務代行者）」及び「保安係員」の保安管理組織を定め、かつ、適正に配置されているかどうかの状況 A B C
- ハ. ガス工作物、施設等に対する保安上の改善の有無 A B C

(5) 保安教育の実施状況

- イ. ガス保安等の従業員教育の実施状況 A B C D
- ロ. 社内におけるガス保安関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況 A B C D
- ハ. 社外における保安関係の研究会、講習会等への参加状況 A B C D

(6) 表彰受賞その他

- イ. 表彰関係 A B C D
- ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項 A B C

2. ガス工事業者の営業所の部

(1) 事故の発生状況

施工したガス工事に関し、規則第112条第1項の規定による報告すべき事故（当該ガス工事業者の責任によらないものは除く。）が5年間を超えて発生していないもので、その越える年数

5年を超える1年につき3点。30点を上限とする。

(2) 危険発生の防止措置

イ. 測定器、安全防護具、工具等の整備状況

A B C D

ロ. 事故発生に備えての適確な対応策及び関係者に対する連絡体制等の組織規程の有無

A B C D

ハ. 復旧、防災訓練の実施状況

A B C D

ニ. ガス設備工事技術及びガス保安等の従業員教育の実施状況

A B C D

ホ. 社内におけるガス設備工事技術関係の委員会、研究会等の設置及び活動状況

A B C D

ヘ. 社外におけるガス設備工事技術関係の研究会、講習会等への参加状況

A B C D

(3) 表彰受賞その他

イ. 表彰関係

A B C D

ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項

A B C

3. 個人の部

(1) ガス主任技術者

① ガス主任技術者選任年数

ガス主任技術者として選任された年数（1年につき3点。45点を上限とする。）

② ガス保安の確保に関する貢献

A 10点

イ. ガス主任技術者として従事した工場等において、当該従事期間の規則第112条第1項の規定による報告すべき事故の発生の有無（自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。）

B 7点

C 5点

D 3点

E 1点

ロ. ガス主任技術者以外で、ガス保安関係の職務に従事した工場等において、当該従事期間の規則第112条第1項の規定による報告すべき事故の発生の有無（自己の責任によらないものは除く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。）

A 10点

B 7点

C 5点

D 3点

E 1点

ハ. ガス保安に関する改善、研究、考案、発明等の有無

A B C

③保安教育に関する貢献				
イ. ガス保安等の従業員教育の講師としての実績の有無	A	B	C	
ロ. 社内におけるガス保安関係の委員会、研究会の委員としての実績の有無	A	B	C	
ハ. その他ガス保安の技術又は知識の向上に特筆すべき功績の有無	A	B	C	
④表彰受賞その他				
イ. 表彰関係	A	B	C	D
ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項	A	B	C	
(2) ガス保安関係永年勤続者				
①ガス保安関係の勤続年数				
ガス保安関係の職務に従事した年数(1年につき1点。40点を上限とする。)				
②ガス保安の確保に関する貢献				
イ. ガス保安関係の職務に従事した工場等において、当該 従事期間の規則第112条第1項の規定による報告す べき事故の発生の有無(自己の責任によらないものは除 く。ただし、役員等の責任的立場の場合は対象とする。)	A	10点		
	B	7点		
	C	5点		
	D	3点		
	E	1点		
ロ. ガス保安に関する改善、研究、考案、発明等の有無	A	B	C	
ハ. ガス保安等の従業員教育の講師としての実績の有無	A	B	C	
ニ. 官公庁又は団体等のガス保安関係の委員会の委員とし ての実績の有無	A	B	C	
ホ. その他ガス保安の技術又は知識の向上に特筆すべき功 績の有無	A	B	C	
③表彰受賞その他				
イ. 表彰関係	A	B	C	D
ロ. その他社会の模範として特筆すべき事項	A	B	C	
(3) 災害等非常の場合のガス保安功労者				
当該表彰の対象となった個人について適宜審査選考す る。				—
(4) ガス主任技術者及びガス保安関係永年勤続者以外の者				
①個人の部(実施要領③-ニ-a)				
イ. 事業者内部での取組状況				
a. 当該ガス事業者における勤続年数(1年につき3点。 45点を上限とする。)				
b. 保安に係る資格取得者数向上のための取組状況	A	B	C	D
c. 警報器の設置促進等需要家保安への取組状況	A	B	C	
d. 経年管対策への取組状況	A	B	C	

e. ガス保安等の従業員教育の実施状況	A	B	C	D
f. 社内におけるガス保安関係の委員会等の設置及び活動状況	A	B	C	D
g. ガス保安関係法令の遵守状況	A	B	C	D
h. 規則第112条第1項の規定による報告すべき事故の発生及びガス事業法以外の違反等の発生の有無 (「別紙」適用。ただし、当該ガス事業者の責任によらないものは除く。)	A	10点		
	B	7点		
	C	5点		
	D	3点		
	E	1点		
ロ. 事業者外部での取組状況				
a. 社外における保安関係の研究会等への参加状況	A	20点		
	B	10点		
	C	5点		
	D	0点		
b. 他の事業者の模範となるような取組の紹介実績	A	20点		
	B	10点		
	C	5点		
	D	0点		
c. 表彰関係	A	B	C	D
d. その他社会の模範として特筆すべき事項	A	B	C	
②個人の部(実施要領③-ニ-b)				
保安確保の推進等				
イ. 保安の向上を促進する機器・装置等の研究開発、考案、発明若しくは普及活動での顕著な功績又は保安確保の改善若しくは研究で顕著な功績の有無	A	60点		
	B	30点		
	C	10点		
ロ. 国又は関係団体などが主催するガス保安に係る全国規模の委員会への参加実績 (国若しくは団体等の委員会にて1回以上の委員長を経験したことがある者のみを対象とし、自らが所属する団体が主催する委員会は含まない)	A	40点		
	B	20点		
	C	10点		
4. 団体の部				
(1) 経年管対策				
①事故の発生状況	A	30点		
規則第112条第1項の規定による報告すべき事故(当該団体の責任によらないものは除く。)の発生の有無	B	20点		
	C	10点		
	D	0点		
②保安確保の推進等				

イ．経年管対策への取組状況	A	20点
対策の対象となる経年管についての現状把握、対策遂行の具体的指針となる長期計画	B	10点
	C	5点
	D	0点
ロ．未対策経年管の削減率	A	15点
	B	10点
	C	5点
ハ．未対策経年管の残存率	A	15点
	B	10点
	C	5点
ニ．その他特筆すべき事項	A	10点
	B	5点
	C	0点
③表彰受賞その他	A	10点
	B	5点
	C	0点
(2) 経年管対策以外		
①災害等非常の場合		
当該表彰の対象となった団体について適宜審査選考する。		
②①以外の場合		
イ．事故の発生状況	A	30点
規則第112条第1項の規定による報告すべき事故	B	20点
(当該団体の責任によらないものは除く。)の発生及び	C	10点
ガス事業法以外の違反等の発生の有無	D	0点
ロ．保安確保の推進等		
保安の向上を促進する機器・装置等の研究開発、考案、	A	60点
発明若しくは普及活動で顕著な功績又は保安確保の改	B	30点
善若しくは研究で顕著な功績の有無	C	10点
ハ．表彰受賞その他	A	10点
	B	5点
	C	0点

ガス保安功労者経済産業大臣表彰「個人の部」の不適合要件に関する評価区分

1. ガス事業者の「個人の部」で推薦される者のガス事故に関する総合評価の基準とする。
2. 本人のみならず、事故時における事業者の代表権者・担当役員・その他役員に対し適用する。
3. 「△」は、事故の社会に与える影響等を考慮し、適宜判断する。
4. 「不適合」と評価される者は、他の審査項目による評点結果に関わらず被表彰者として不適合とする。

評価区分	評点	選考日と事故発生日の関係	人損		物損	
			※1 死亡・重傷事故 (死傷者数不問)	※2 軽傷 (負傷者数不問)	※1 爆発・火災	※2 供給支障 交通困難
—	—	過去1年以内に事故有り	不適合	不適合	不適合	不適合
E	1	過去3年以内に事故有り				△
D	3	過去5年以内に事故有り				
C	5	過去10年以内に事故有り				
B	7	過去10年以上に事故有り	△			
A	10	無事故	—	—	—	—

※1：機器自体の欠陥や使用者側の問題等、事業者の責任によらないことが判明しているものは除く。

※2：他工事事故や需要家側の問題で生じた供給支障・交通困難を除く。